

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の5要件

平成28年10月施行に向けて、具体的な判断基準の詳細は、省令や通知等で今後規定される予定です。ここでは、平成27年3月17日に開催された第8回 社会保障審議会 年金事業管理部会(以下「部会」)で公表された運用方針に関する資料をもとに5要件を説明します。

適用拡大の5要件 (平成28年10月施行)

下記の5要件をすべて満たす短時間労働者は、社会保険に加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること(※1)
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること(※2)
- ④ 学生を適用除外とすること
- ⑤ 規模501人以上の企業(特定適用事業所)を強制適用対象とすること

※1：賃金月額が8.8万円(年収106万円)以上であること

部会資料で示された運用方針は、次のとおり。

週給、日給、時間給を一定の計算方法により月額に換算した額が、88,000円以上である場合をいう。ただし、次に掲げるものは除く(省令で規定する予定)

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ② 所定時間外労働、所定休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ③ 最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当および家族手当)

【解説】

社会保険の扶養の認定基準130万円には通勤手当や残業手当等が含まれますが、加入要件の賃金月額8.8万円では通勤手当や残業手当等が除かれる予定です。

なお、加入後に給与から控除される健康保険料と厚生年金保険料は、通勤手当や残業手当等を含めて決定され、賞与も保険料の対象となります。

※2：勤務期間が1年以上見込まれること

【解説】

期間の定めがなく雇用される場合や雇用期間が1年以上である場合のほか、雇用期間が1年未満でも雇用契約書等に契約が更新される場合がある旨の記載がある場合や、その事業所で同様の契約で更新された実績があれば、期間要件を満たすことになります。



横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

MEMO

規模501人以上の企業とは

現在の加入基準(正社員と正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数で働くパート等)に基づく加入者の合計が、法人単位で501人以上かどうかで判定されます。運用方針では「1年のうち6カ月以上、500人を超えることが見込まれる場合」等の方針が示されました。



扶養の基準が変わる!?

答える人

先生

社会保険労務士

聞く人

由美

パート勤務41歳
(現在は、会社で健康保険と厚生年金に加入する夫の被扶養者)

平成28年10月から始まる短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大の5要件について説明します。

「社会保険の扶養に入る」とは

パート勤務の由美さんが夫の扶養に入れるかどうか

1、まず由美さん自身が勤め先で社会保険に加入していないこと
(「加入基準」を満たしていないこと)

パートの年収見込額(通勤手当や時間外手当等を含む)が130万円未満であっても、加入基準(働き方が勤め先の正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数であること)を満たしていると、由美さん自身が勤め先で社会保険(健康保険と厚生年金保険)に加入することが優先されます。

2、夫の扶養に入れるかどうか

次の①、②両方の要件を満たした場合に、夫の会社が扶養の手続きを行います。

- ①夫が、社会保険を適用している会社等で健康保険と厚生年金に加入していること
- ②妻の年収見込額が130万円未満であり、かつ、夫の年収の半額未満であること

では106万円とは何か?

平成28年10月から始まる短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大5要件の一つに収入要件があり、それが「年収106万円以上」と表現されています。由美さんの場合、5要件すべてを満たすと、由美さん自身が勤め先で社会保険に加入することになります。

由美 来年10月から夫の扶養に入る収入の基準が130万円から106万円に変わるのですか?
先生 それは、違うんです。まず130万円と106万円が何の話なのか整理しておきましょう。夫の健康保険の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者になるかどうかの判断基準である年収見込額130万円未満は変わりません。106万円は平成28年10月から始まる短時間労働者の加入基準の一つなのです。
由美 扶養の基準が下がるという話を聞いたのですが、違うのですか?
先生 「扶養の基準が下がる」という記事を見かけることがあります

が、それは正確な表現ではないですね。
由美 そうすると、加入基準が106万円ということは、年収が110万円ほどの私も社会保険に入るようになりますか?
先生 平成28年10月の適用拡大は、すべての短時間労働者が対象ではなく、5つの要件に該当した場合のみです。たとえば、勤め先の企業規模によっては加入しない場合もあります。また、収入要件の106万円は130万円と中身が異なります。ただ要件の詳細は決定していませんが、運用方針が示されています。今後の動向に注目していきたいですね。